

階上町防災協力事業所の登録を募集しています！

1 階上町防災協力事業所登録制度とは

階上町防災協力事業所登録制度は、町民の皆様と町内にある事業所等が力を合わせることで、災害時の被害軽減につなげていくための制度です。いざというときに協力し合うためには、町民の皆様、事業所等、行政の協力体制を作っておくことが大切です。本制度は、災害時に事業所にできる範囲で地域の防災活動に協力をいただくとともに、平常時から、町民の皆様と防災協力事業所との顔が見える関係を築く目的で策定し、平成24年から募集しています。

2 地域防災力の向上を目指します

地域の防災活動に協力する意思のある事業所等が、協力項目を登録し、町がホームページで公開します。町民の皆様が、その登録内容をホームページで閲覧することで、平常時及び災害時の地域の防災活動において、町民の皆様と事業所等、行政とが協力できる体制のきっかけをつくります。

3 事業所等は、地域防災力アップの鍵をにぎっています

事業所等の持つ組織力、専門的な技術、資器材は、災害時に地域にとって大きな力になります。これまでも「東日本大震災」、「福知山線列車事故」、「東海豪雨」、「阪神・淡路大震災」などの事故や災害で、事業所等による活動が行われ、地域に大いに貢献しました。

● 事業所等の防災協力の事例

- ・ 東日本大震災（平成23年3月）

地震発生後に町内全域が停電している中で、町内事業所が発電機や投光器を避難所の運営のために貸与した。

- ・ 福知山線列車事故（平成17年4月）

周辺事業所の従業員がいち早く現場に入り、順次到着する消防・警察と協力し、大破した車両から被災者の救出、安全な場所までの誘導、応急手当、病院への搬送などを行った。

- ・ 東海豪雨（平成12年9月）

スーパーマーケットの協力で、屋上駐車場に地域住民の車を避難させたことにより、車が冠水を免れた。

- ・ 阪神・淡路大震災（平成7年1月）

事業所の自衛消防隊員が地域の消化活動に出動し、住民と協力して火災の拡大を食い止めたほか、事業所の体育館を避難所として提供した。

4 地域の防災活動に参加（協力）してください

「地域の防災活動に参加（協力）できる」という事業所等は、協力メニューから、協力できる項目を選択し、登録をお願いします。災害発生時は、事業所等自らの判断で、可能な範囲での地域防災活動に御協力をお願いします。

● 対象となる事業所等

町内に店舗、事業所、工場を有する事業所、または町内に活動拠点をおく団体等で、制度の趣旨に賛同し、自発的に登録を希望する企業・事業所等が対象となります。

● 登録方法

別紙「階上町防災協力事業所登録（変更）申請書」を御記入の上、町総務課へ提出してください。随時、登録を受け付けております。

5 防災協力事業所の公表

防災協力事業所の名称、所在地等を町のホームページに掲載するほか、自主防災会等に名簿を公開させていただき、本制度活用の PR をさせていただきます。なお、防災協力事業所であることがすぐ分かるよう、登録証をお渡ししますので、店頭などに貼っていただきますよう御協力をお願いします。

6 補償・経費負担

事業所の自発的なボランティア精神に基づくものであることから、負傷に関する町の補償はありません。また、協力活動に要した費用は、原則として事業所の負担になります。

7 防災協力事業所のメリット

地域に貢献できる機会が得られ、地域の信頼を得ることができると考えられます。また、名刺、広告への掲載などで対外的に広報することができ、社会貢献度の高い事業所としてイメージアップすることが期待されます。

Q1) 「防災協力事業所登録制度」における災害とは、地震のことを想定しているのでしょうか。それとも他の災害も対象になるのでしょうか。

A1) 災害の種類とは、地震、風水害（台風、集中豪雨）、大規模な事故（列車事故等）を想定しています。また、支援する期間は、事業所の本来の業務に支障のない範囲の期間としています。

Q2) 業界団体（協会等）が「災害時支援協定」を締結している場合、その協会等に加盟している事業所は、「防災協力事業所登録制度」に登録できますか。

A2) 本制度は、個々の事業所も登録単位としておりますので、重複して登録していただけます。

【平常時の協力メニュー】

- (1) 地域の防災訓練への参加
- (2) 地域の防災に関する会合等への参加
- (3) 地域活動への参加
- (4) 地域活動に対する事業所等への施設の提供
- (5) その他地域の防災活動に関して必要な協力

【災害時の協力提供】

- (1) 労務提供
 - ア 初期消火
 - イ 負傷者の救助活動
 - ウ 避難誘導
 - エ 負傷者の搬送
 - オ 資機材（バール、ジャッキなど）を用いた救出活動
 - カ 障害物の除去
 - キ 技術者（家屋被害認定士、応急危険度判定士などの技術者の派遣）

- (2) 物資提供、貸出
 - ア 食料品・・・カップラーメン、レトルト食品、米など
 - イ 飲料水・・・缶・ペットボトル飲料など
 - ウ 医薬品、衛生材料、介護用品・・・家庭用医薬品、担架、生理用品、紙おむつなど
 - エ 日用品・・・タオル、軍手、防寒着、雨具など
 - オ 衣類、身の回り品・・・服、防寒着、下着、タオルなど
 - カ 寝具・・・布団、毛布、枕など
 - キ 井戸水・・・井戸の提供
 - ク 仮設物・・・風呂、テントなど
 - ケ 資機材などの貸出・・・バール、ジャッキ、電動カッター、フォークリフト、発電機など
 - コ 学用品・・・文房具、かばんなど

- (3) 一時避難所などの提供
駐車場、会議室